

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社エスプール 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社エスプールが算定した 2024 年 11 月期の温室効果ガス(GHG)排出量の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)が、同社において作成された GHG 排出量の算定ルール(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024 年 11 月期とは、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日までをいう。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギー使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope1、2 のエネルギー起源 CO2 排出量、エネルギー使用量及び Scope3 の GHG 排出量(カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は総排出量の 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、株式会社エスプール、株式会社エスプールヒューマンソリューションズ、株式会社エスプールプラス、株式会社エスプールロジスティクス、株式会社エスプールセールスサポート、株式会社エスプールリンク、株式会社エスプールブルドットグリーン、株式会社エスプールグローバル及び株式会社エスプールブリッジの計 9 社とした。

現地検証に先立って、算定ルールの確認のための統括機能の検証を実施した。その後、Scope1、2 に関する検証では、サンプリングにより株式会社エスプールプラスソーシャルファームわくはびねす農園 Plus 豊洲、株式会社エスプールロジスティクス流山センター、株式会社エスプールグローバル BPO センターかほく及び BPO センター小松の 4 拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲の確認、エネルギー使用量監視点の確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

Scope3 に関する検証では、算定ルールの確認、算定対象範囲の確認、算定シナリオ及びアロケーションの確認、算定集計体制の確認及び GHG 排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社エスプールが行った。

3. 検証の結論

検証対象とした、算定報告書の GHG 排出量及びエネルギー使用量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社エスプールにあり、GHG 排出量及びエネルギー使用量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社エスプールと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純

